（定義）

第二条　［略］

［一～三　略］

2　前項に規定するもののほか、この規則で使用する用語は、情報通信技術活用法及び外国為替法令で使用する用語の例による。

（申請等の指定）

第三条　この規則において、情報通信技術活用法第六条第一項の規定に基づき又は準じて、電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、別表中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

（申請等において氏名又は名称を明らかにする措置）

第七条　別表中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等において記載すべき事項とされた署名等に代わるものであって、情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第四条第二項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を日本銀行の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から入力することをいう。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

省　令

○総務省令第六十三号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条の二の二第一項、第十七条の三の三及び第三十六条第一項の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

総務大臣　高市　早苗

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　［一～三　同上］ 2　前項に規定するもののほか、この規則で使用する用語は、情報通信技術利用法及び外国為替法令で使用する用語の例による。 （申請等の指定） **第三条**　この規則において、情報通信技術利用法第三条第一項の規定に基づき又は準じて、電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、別表中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等とする。 （申請等において氏名又は名称を明らかにする措置） **第七条**　別表中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等において記載すべき事項とされた署名等に代わるものであって、情報通信技術利用法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第四条第二項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を日本銀行の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から入力することをいう。	（定義） **第二条**　［略］ ［一～三　略］ 2　前項に規定するもののほか、この規則で使用する用語は、情報通信技術活用法及び外国為替法令で使用する用語の例による。 （申請等の指定） **第三条**　この規則において、情報通信技術活用法第六条第一項の規定に基づき又は準じて、電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、別表中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等とする。 （申請等において氏名又は名称を明らかにする措置） **第七条**　別表中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等において記載すべき事項とされた署名等に代わるものであって、情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第四条第二項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を日本銀行の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から入力することをいう。
（防火対象物の点検及び報告） **第四条の二の四**　［略］ 2　法第八条の二の二第一項の防火対象物の管理について権原を有する者は、前項の規定により点検を行った結果を防火管理維持台帳（次の各号に掲げるものを編冊したものをいう。）に記録するとともに、これを保存しなければならない。 ［一～十　略］ ［3　略］ 4　法第八条の二の二第一項に規定する防火対象物点検資格者（以下「防火対象物点検資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であって、法人で総務大臣が登録するもの（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第二項において「免状」という。）の交付を受けている者とする。 ［一～十五　略］ 5　防火対象物点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。 一　精神の機能の障害により防火対象物点検資格者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなったことが判明したとき。 二　禁錮以上の刑に処せられたとき。 ［三　略］ 四　防火対象物の火災予防上必要な事項等の点検を適正に行っていないことが判明したとき。 五　資格、実務の経験等を偽ったことが判明したとき。 六　消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関の講習を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受けなかったとき。	（防火対象物の点検及び報告） **第四条の二の四**　［同上］ 2　法第八条の二の二第一項の防火対象物の管理について権原を有する者は、前項の規定により点検を行った結果を防火管理維持台帳（次の各号に掲げるものを編冊したものをいう。）に記録するとともに、これを保存しなければならない。 ［一～十　同上］ ［3　同上］ 4　法第八条の二の二第一項に規定する防火対象物点検資格者（以下「防火対象物点検資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、法人で総務大臣が登録するもの（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第二項において「免状」という。）の交付を受けている者とする。 ［一～十五　同上］ 5　防火対象物点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。 一　成年被後見人又は被保佐人となつたとき。 二　禁錮以上の刑に処せられたとき。 ［三　同上］ 四　防火対象物の火災予防上必要な事項等の点検を適正に行つていないことが判明したとき。 五　資格、実務の経験等を偽つたことが判明したとき。 六　消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関の講習を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受けなかつたとき。